

第 7 章

計画の推進・管理体制

1. 計画の推進体制
2. 関係する主体と基本的な役割
3. 計画の評価方法

第7章 計画の推進・管理体制

1. 計画の推進体制

本計画は、宜野湾市地域公共交通推進協議会で、計画全体の推進及び事業の進捗状況等について適切に管理し、着実な推進を図ります。

■ 宜野湾市地域公共交通推進協議会の構成員

構成員	関係する公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者、関係団体、行政機関（国・県・市）等
役割	短期的な見直し・改善や、中・長期的なプロジェクト等を継続的に協議・検討

2. 関係する主体と基本的な役割

本計画を進めるにあたり、交通政策基本法（平成25年法律第92号）第6条（連携等による施策の推進）の規定に基づき、「住民」「交通事業者」「行政」が企業や学校等の関係機関と連携し、一体となって、計画目標の達成に向けて取り組む必要があります。それぞれの役割分担を明確にし、新たな交通体系を構築していきます。

■ 関連する主体と基本的な役割

主体	役割	関連法等
住民	交通サービスを享受するだけでなく、主体的に公共交通に関わり、市が実施する交通に関する施策に協力するよう努める。	交通政策基本法 第11条
交通事業者	事業経営・交通運営の主体として、路線・ダイヤ・運行形態等の検討を行うとともに、情報提供・発信を行う。	交通政策基本法 第10条 活性化再生法 第4条第4項
関係機関	企業や学校等の関係機関は、住民や交通事業者、行政等と相互に連携しながら協力するように努める。	交通政策基本法 第12条
道路管理者 交通管理者	道路管理、交通安全等の観点から助言や取り組みを行うなど、交通に関する施策に協力するように努める。	交通政策基本法 第10条
有識者	計画に示す施策・事業の実施方針等について助言を行う。	交通政策基本法 第12条
国	全体的な統括の視点から、計画の推進について、助言等を行うとともに、監査的な判断を行う。	交通政策基本法 第8条 活性化再生法 第4条第1項
県	主に広域交通について、広域的な見地から、公共交通の維持・改善の取り組みを行う。	交通政策基本法 第9条 活性化再生法 第4条第2項
市 (交通担当)	計画の管理を行う。必要に応じて、県、関係市町と協働しながら公共交通の維持・改善の取り組みを行う。	交通政策基本法 第9条 活性化再生法 第4条第3項
市 (関連部署)	都市計画、まちづくり、観光振興、福祉、教育などの施策を交通と連携して進め、交通需要の創出に取り組む	

3. 計画の評価方法

本計画は、設定した目標及びその指標の達成状況を見ながら、計画の進捗状況を管理していきます。

事業年度の後半に事業進捗や指標のモニタリング（実績値の把握）を行い、効果検証を実施するとともに、次年度の事業内容について検討を行い、効果の積み上げを図っていきます。

最終年度には、計画期間における施策の実施内容、検討内容についてとりまとめ、最終評価を行うとともに、次期計画策定に向けた課題整理を進めていきます。

■ 計画のPDCA



■ 目標達成状況の把握方法

目標	指標	現状値	目標値	把握方法
		2022 年 (R4 年)	2028 年 (R10 年)	
目標 1 公共交通サービスの充実を図る	【指標 1】 路線バス年間利用者数	8.2 百万人/年 (R3 年)	12.0 百万人/年	運輸要覧（沖縄総合事務局）
	【指標 2】 コミュニティ交通年間利用者	0 人	増加	導入事業者の実績値
	【指標 3】 サイクルステーションの設置箇所数	18 箇所	25 箇所	導入事業者の実績値
目標 2 公共交通で移動できる環境を整える	【指標 4】 交通結節点の整備箇所数	0 箇所	1 箇所	整備の実績値
目標 3 公共交通の利用を促進する	【指標 5】 高校通学時の公共交通利用率	32.5%	40.0%	高校生アンケート
	【指標 6】 モビリティ・マネジメントの実施学校数	0 校	6 校	実績値
目標 4 人と地球にやさしい交通体系を構築する	【指標 7】 日常生活における歩行等の運動者の割合	男性：33.9% 女性：33.2%	増加	健康ぎのわん 21 に準拠

※実績値については、翌年度の第 1 回宜野湾市地域公共交通協議会に報告

さらには、目標指標に加え、地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる行政の分野別代替費用（例えば、コミュニティバスを廃止した場合のスクールバスや、病院送迎バスの新たな運行費用）と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することによりクロスセクター効果（下図参照）を把握し、地域公共交通への行政負担額の検証に活用します。



出典：近畿運輸局 「地域公共交通 赤字＝廃止でいいの？」

用語集

【あ行】

●IC カード

カードに IC チップを埋め込み、データを記録したり簡単な計算などができるようにしたもの。ここでは交通系 IC カード（鉄道・バスなどの改札機、車載器などで利用可能な IC カード）を指す。

●相乗りタクシー

同じ目的地に行く人が、アプリを使って乗りあうタクシーのこと。

●ウォーカブルなまちづくり

居心地がよく歩きたくなるまちを目指し、街路空間を「車中心」から「人中心」の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取り組み。

●SDGs（Sustainable Development Goals）

持続可能な開発目標。17 の世界的目標、169 の達成基準、232 の指標からなる持続可能な開発のための国際的な開発目標。

【か行】

●カーシェアリング

カーシェアリングとは、一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのこと。自動車を借りるという面ではレンタカーと近い存在であるが、一般にレンタカーよりもごく短時間の利用を想定しており、利用者にとってはレンタカーよりも便利で安価になるように設定されていることが多い。

●グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称のこと。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されます。

●公共交通空白地域

近くにバス停がなく、公共交通の利用が不便な地域。本計画では、徒歩圏内を考慮し、バス停から半径 300m 以上離れた地域を公共交通空白地域として設定している。

●交通結節点

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。

●交通弱者

自動車中心社会において、移動を制約される人。

●コミュニティ

一般的には、「地域社会」や「近隣社会」、「地域共同体」などのこと。日常的に広く使われているため、その概念は多義にわたっている。

- コミュニティ交通

既存の路線バスでは対応できない、きめ細やかなニーズに対応し、地域（地域組織）・運行事業者・市がそれぞれの役割及び責務に基づき、互いに連携、協力しながら運行する交通サービス。

- コミュニティバス

地域の住民の利便向上のため一定区域内を運行するバスで、車両仕様、ダイヤ、バス停等を工夫したバスサービスのこと。

【さ行】

- シームレス

「継ぎ目のない」という意味で、転じて複数のサービス間のバリアを取り除き、容易に複数のサービスを利用することができることを指す。交通のシームレス化とは、複数の交通手段の接続性を改良することという。

- GX

グリーントランスフォーメーションの略。温室効果ガスを削減することで、地球温暖化をはじめとした環境破壊や気候変動の課題に取り組むことを目的とした活動のこと。

- シェアサイクル

他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法のこと。

- シェアリング

さまざまなサービスを個人間で共有すること。

- 自家用有償旅客運送

バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が自家用車を用いて提供する運送サービス。白ナンバーでの運行になる。

- 実証運行

本格運行前の試験的運行のこと。

【た行】

- 地域公共交通

地域住民の日常生活もしくは社会生活における移動又は観光旅客その他地域を来訪する方のための交通手段として利用される公共交通機関のこと。

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取り組みを促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律。

- デマンド交通

「デマンド」とは要望のことで、自宅から目的地まで、利用者の予約に応じ運行する公共交通サービス。乗合のため、ほかにも同じ便に予約された方がいれば道順に回ってそれぞれの目的地まで運行する。（例）オンデマンドバス、デマンドタクシーなど

- ドア to ドア

「戸口」から「戸口」への一貫した交通のこと。

【な行】

- 西普天間交通対策ワーキングチーム

琉球大学医学部及び大学病院等の移設による影響や関連事業等も踏まえながら、地域のために必要な交通対策について調整し、その進捗確認等を行うことを目的として設置したワーキングチーム。琉球大学関係者と関係行政機関（沖縄県、宜野湾市）を主体に構成。

- 二次交通

市町村や地域をまたぐ移動において、地域間等を連絡する鉄道や航空機、高速バス等の代表的な交通手段から乗り継ぐ最終目的地までの交通手段のこと。拠点となる空港や鉄道の駅等から、観光地や学校までの交通をいうことが多い。

- ノンステップバス

車両に段差無く乗り降りでき、車内でも段差無く料金収受や、座席等が利用できる車両のこと。

【は行】

- パークアンドライド

自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法のこと。

自動車を使う時間が減るため、環境にやさしく、渋滞も少なくなり、時間どおりに目的地まで行くことができる。

- バスロケ（バスロケーションシステム）

GPS 等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコン等に情報提供するシステム。

- バリアフリー

障がい者や高齢者等が円滑に生活できるように、建築物等の障壁を取り除くこと。移動平面の格差の解消や音声案内、点字表示の設置などを行う。また、障がい者や高齢者等に対する意識上の障壁を取り除き、正しい理解や配慮を行うことを「心のバリアフリー」という。

- P D C A

業務プロセスの管理手法の一つで、計画 (plan) → 実行 (do) → 評価 (check) → 改善 (action) という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

- フレイル

加齢により心身が負い衰えた状態。健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。

【ま行】

- Maas (マース : Mobility as a Service)

IT を用いてあらゆる公共交通機関を結び付け、効率よく、かつ便利に使えるようにする概念及びシステム。

- マスタープラン

基本計画のこと。

- マネジメント

目標、目的を達成するために必要な要素を分析し、成功するために手を打つこと。

- モニタリング

状態を把握するために、観測や測定を行うこと。

- モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした取り組み。

【や行】

- ユニバーサルデザイン

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なように、まちづくりや商品のデザインに関し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。例えば、子どもや高齢者、障がい者から健常者まで誰でもどこかに座れてコミュニケーションが図られるように、一つの場所に配置された様々な高さのベンチなどがこれに当たる。

【ら行】

- ライドシェア

ウェブサイトやモバイルアプリを介し、専用の貸切車両を運転する運転手と乗客をマッチングさせるサービス。

- ラストワンマイル

最寄りバス停から最終目的地までや、自宅から最寄りバス停までなど、最後(最初)の短い区間の移動のこと。

2024 年 3 月

発行 宜野湾市建設部都市計画課

〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1

TEL : 098-893-4411 (代表)